

奈良県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年三月二十日馬司土地改良区の定款の変更を認可した。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾